

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 13 日

千葉地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 小 嶋 富 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 0 月 2 8 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 1 1 月 4 日 午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 1 1 月 1 1 日 午前 9 時 3 0 分 千葉地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 1 1 月 2 5 日 午前 1 0 時 0 0 分 千葉地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 1 1 月 1 2 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 1 1 月 1 6 日 午後 4 時 3 0 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 8 年 1 0 月 1 3 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 千葉市中央区長洲二丁目 1 1 8 番地 1 1

建物の名称 スカイラークハイツ

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 長洲二丁目 1 1 8 番 1 1 の 8

建物の名称 2 0 6

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 2 階部分 5 8 . 8 9 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 千葉市中央区長洲二丁目 1 1 8 番 1 1

地 目 宅地

地 積 2 5 8 3 . 7 2 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 7 0 0 7 0 2 分の 5 8 8 9



物 件 明 細 書

令和 8年 8月31日

千葉地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 竹 内 信 俊

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室等に、別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 千葉市中央区長洲二丁目118番地11

建物の名称 スカイラークハイツ

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 長洲二丁目118番11の8

建物の名称 206

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 2階部分 58.89平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 千葉市中央区長洲二丁目118番11

地 目 宅地

地 積 2583.72平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 700702分の5889



令和8年(ケ)第121号
令和8年6月 9日受理
令和8年8月14日提出

現況調査報告書

千葉地方裁判所

執行官 鶴 見 淳

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 千葉市中央区長洲二丁目 1 1 8 番地 1 1

建物の名称 スカイラークハイツ

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 長洲二丁目 1 1 8 番 1 1 の 8

建物の名称 2 0 6

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 2 階部分 5 8 . 8 9 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 千葉市中央区長洲二丁目 1 1 8 番 1 1

地 目 宅地

地 積 2 5 8 3 . 7 2 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 7 0 0 7 0 2 分の 5 8 8 9



(区分所有建物用1)

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	千葉県中央区高洲2-21-1-206	
建物	物件1	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
管理費等の状況	☒ 以下のとおり (月額) 管理費 9,840円 修繕積立金 23,380円 合計 33,220円	令和8年6月17日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある 令和6年11月分～令和8年5月分 計631,180円 上記に対する遅延損害金79,488円 (令和6年11月1日から令和8年6月17日までの分、年14.6%)
管理会社等	日本ハウズイング株式会社	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
敷地権	符号1	
現況地目	☒ 宅地 (符号1) ☐ 公衆用道路 (符号) ☐ (符号)	
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
敷地権の種類	☒ 所有権 (符号1) ☐ 地上権 (符号) ☐ 賃借権 (符号) ☐ (符号)	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない { 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 ☐ ある { 保管開始日 令和 年 月 日	
敷地権以外の土地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■物件1建物について

- 1 物件1建物は、11階建の集合住宅の2階部分に存する一室（206号室）であり、間取りは3DKである。
- 2 洋室Bのクロスに線状の汚れがあるほか、経年による損耗が見られる。

■敷地権の目的である土地（符号1）について

- 1 物件1建物を含む一棟の建物及び付帯設備の敷地、駐車場等として利用されている。

以 上

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■物件1建物所有者	1 物件1建物には、現在、私が居住しています。 2 平成26年にリフォーム済みの本件建物を購入し、入居しました。 3 洋室Bの壁面の汚れは、以前置いていたベッドが擦れたものだと思います。 4 室内の設備に不具合はありません。 (令和8年7月21日面談聴取) 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 6月10日 (水) 15:10-15:25	物件所在地	物件確認、占有調査（不在、協力依頼書を投函）、外観写真撮影
8年 6月15日 (月) 9:03-9:07	当庁執行官室	管理会社に照会書送付先を電話聴取
8年 6月15日 (月) : :	郵送	管理会社へ管理費等照会書を送付（返信用封筒同封、令和8年6月19日に郵送にて回答あり）
8年 6月22日 (月) 11:42-11:47	物件所在地	占有調査（不在、通知書を投函）
8年 7月 2日 (木) : :	郵送	物件1建物所有者へ特定記録郵便で通知書を送付
8年 7月21日 (火) 15:37-16:18	物件所在地	占有・立入調査（物件1建物所有者と面談）、評価人同行、写真撮影
年 月 日 () : :		
(特記事項) ■ 令和 8年 7月21日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 □ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 □ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 □		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
長洲2丁目

請求部	所在	千葉市中央区長洲二丁目				地番	118番11			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和55年12月18日			備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

A 3判をA 4判に縮小した

令和8年3月6日

千葉地方税務局

請求番号：56-1

登記官

(1/1)

(6 枚目)

登記年月日：昭和44年2月18日

196085

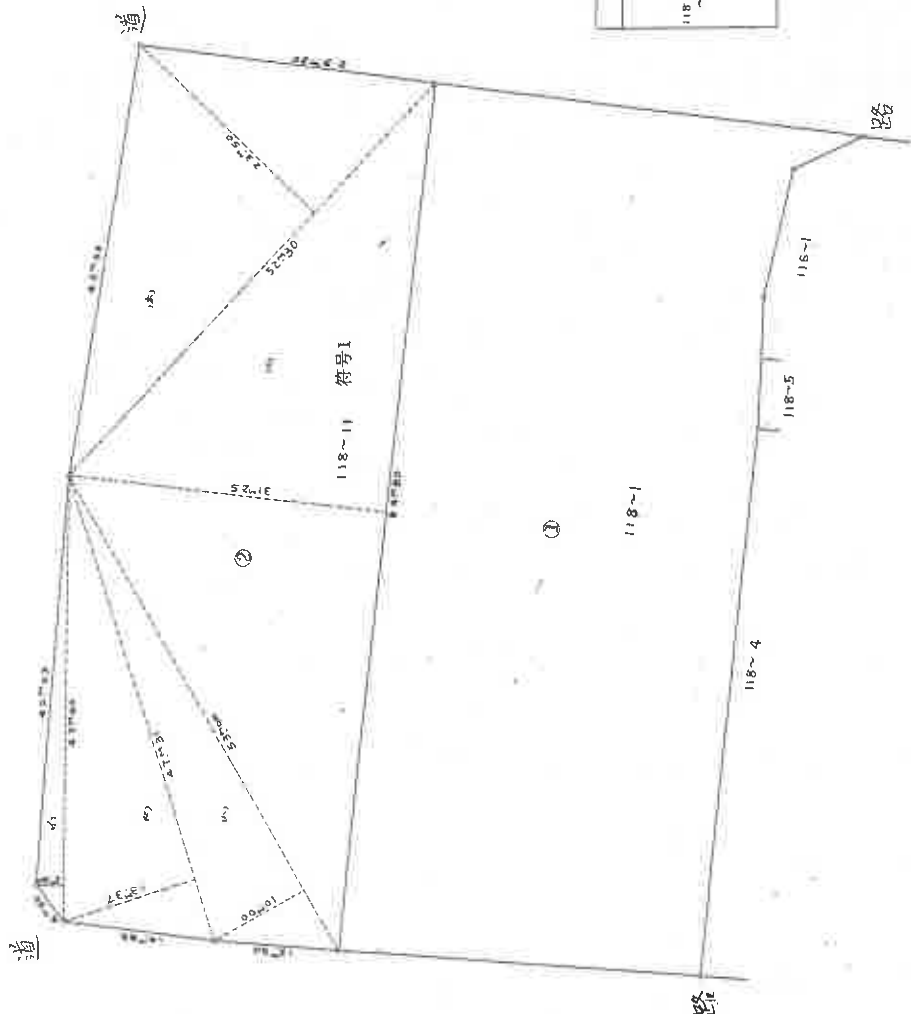
地積測量図

180085

地番

118-1~11

土地の所在 千葉市中区基町2丁目 千葉市 森田町 2-1-1



求積表						
10	(43.40	x	2.90)	÷2	62.9300	
10	(47.31	x	13.37)	÷2	316.2673	
②	10	(53.00	x	10.00)	÷2	265.0000
118	10	(84.80	x	31.25)	÷2	1325.0000
11	10	(52.30	x	23.50)	÷2	614.5250
計					2583.7223	

製作年月日
昭和44年2月18日

製作者

申請人

(千葉土地家屋調査士会 用紙)

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年3月6日 千葉地方方法務局

登記証

A3判をA4判に縮小した

登記年月日：昭和49年4月16日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和8年3月6日 千葉県方法務局

A3判をA4判に縮小した

(8 枚目)

56023

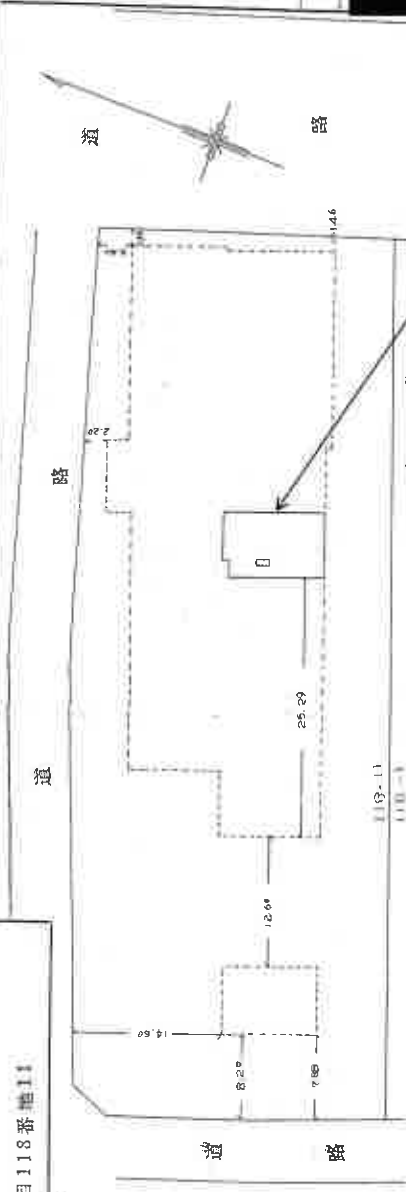
建築物の番号 206

家屋番号 長洲2丁目118番地11の8

建築物の所在 千葉市長洲2丁目118番地11

建築物平面図

昭和四十九年参月貳拾日
製作年月日
製作者
申請人



建築物の存する部分の階
物件1
専有部分の建物

←○ 写真番号・撮影方向



求	積	1.76	×	2.91	=	5.1216
		1.26	×	1.10	=	1.3860
		1.76	×	5.29	=	9.3104
		4.36	×	9.88	=	43.0768
	床面積	計			58.89	㎡

(換算)

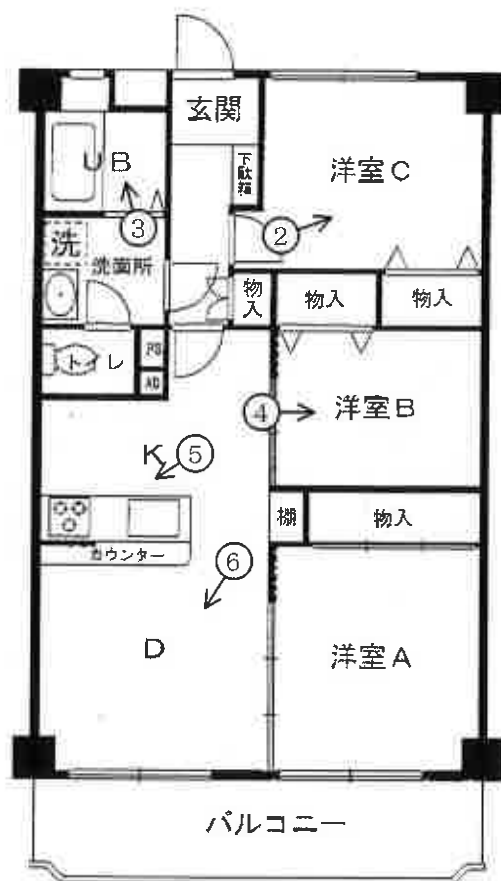
縮尺 1/200 1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

請求番号：56-3

昭和四十九年参月貳拾日 登記

間取図





写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



写真⑥

令和8年(ケ)第121号

令和8年7月21日 現地調査

令和8年7月22日 評価

小調第1102号 発行番号

令和8年8月5日 提出日

千葉地方裁判所

民事第4部 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士

小畑 昌也

第1 評価額

物件番号	評 価 額
物件1	金5,910,000円

第2 評価の条件

- 1 本件価格は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり。		住居表示 「長洲2-21-1-206」 同左
番 号	特 記 事 項		
1	第4目的物件の位置・環境等の特記事項参照。		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

物 件 目 録

1（一棟の建物の表示）

所 在 千葉市中央区長洲二丁目 118 番地 11

建物の名称 スカイラークハイツ

（専有部分の建物の表示）

家屋 番号 長洲二丁目 118 番 11 の 8

建物の名称 206

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 2 階部分 58.89 平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号 1

所在及び地番 千葉市中央区長洲二丁目 118 番 11

地 目 宅地

地 積 2583.72 平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 700702 分の 5889



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（土地の符号1）

位 置 ・ 交 通	J R外房線・内房線「本千葉」駅の南東方・道路距離約350m (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	県道沿いに共同住宅，店舗事務所，駐車場等が混在する地域である。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的 な規制を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 近隣商業地域 指定80％ 指定200％ 準防火地域 都市計画道路3・5・14号線（中央今井町線, 整備済） 千葉第一土地区画整理事業（施行済）	
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口 × 奥 行 敷 地 権 の 割 合 接 面 道 路 と の 関 係	2,583.72㎡（登記簿） 略長方形 北東側間口約29.2m×約84.8m 700,702分の5,889（所有権） 三方路	
接 面 道 路 の 状 況	①北東側県道（主要地方道千葉大網線），幅員（約21.0m）， 連続性（優る），舗装（有），歩道（有），側溝（有）， 高低差（道路と概ね等高） ②北西側市道（長洲31号線），幅員（約6.0m），連続性（普通）， 舗装（有），歩道（無），側溝（有），高低差（道路と概ね等高～ 道路より約0.6m高い） ③南西側市道（長洲35号線），幅員（約6.0m），連続性（普通）， 舗装（有），歩道（無），側溝（有），高低差（道路と概ね等高～ 道路より約1.0m高い）		
	建築基準法上の種類	①～③：第42条1項1号	
	セ ッ ト バ ッ ク	不要	
	再 建 築 の 可 否	合法的なものは可能であると推定する。 (特記事項参照)	
土地の利用状況等	マンション（スカイラークハイツ）が建在するほか，付帯施設の敷 地，駐車場等として利用されている。		

供給処理施設 (敷地内までの引き込みを基準に、引き込みが有る場合を「あり」、無い場合を「なし」とした。)	上水道 あり ガス配管 あり 下水道 あり
土 壌 汚 染 等	○ 過去の利用状況及び現況観察から、土壌汚染の存する可能性は低いと推定する。 ○ 現存建物に係る以外、土地利用を著しく妨げる地下埋設物の存在する可能性は低いと推定する。 ○ 周知の埋蔵文化財包蔵地には指定されていない。
特 記 事 項	○ 現行の法定容積率を超過した既存不適格建築物であり、再建築に際しては、現況と同程度の延べ面積を確保できないと推定される。 ○ 千葉県風水害ハザードマップによると、洪水（都川）・高潮・内水・津波氾濫の浸水想定区域にある。

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	スカイラークハイツ
建物の用途	居住用（103戸），店舗（13戸），事務所（1戸），分譲駐車場（1戸），分譲トランクルーム（2戸）
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和49年3月21日新築 経過年数：約52年 経済的残存耐用年数：約8年
構造	鉄骨鉄筋コンクリート鉄筋コンクリート造陸屋根 1 1 階建
仕様	屋根：アスファルト防水露出防水等 外壁：吹付タイル等 その他：－
設備等	供給処理設備：電気，上・下水道，都市ガス エレベーター：2基 駐車場：平置き 集会場等：管理人室，ゴミ置場等 オートロック：なし
建物の品等	使用資材：普通 施工：普通
管理の形態等	管理組合：あり 名称（スカイラークハイツ管理組合） 管理方式：委託管理 管理会社：日本ハウズイング株式会社 管理形態：日勤
管理の状況	普通
特記事項	建築確認：第6887号（昭和47年11月7日） 検査済証：第6887号（昭和49年3月20日）

(2) 専有部分の概要

構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建	
位 置	2階(206号室) 主要開口部の方位：南東向き	
床 面 積	58.89㎡(登記面積), 61.53㎡(カタログによる壁芯面積)	
間 取 り	3DK(別添間取図参照), バルコニー9.21㎡	
仕 様	天 井：ビニールクロス等 床：フローリング, CF, タイル等 内 壁：ビニールクロス等 設 備：ユニットバス, キッチン, 洗面化粧台, 水洗WC等 (電気, 上下水道, 都市ガス) その他：－	
保守管理の状態	普通	
管 理 費 等	管 理 費 修 繕 積 立 金 滞 納 額 備 考	9,840円/月 23,380円/月 631,180円(令和8年6月17日現在) 滞納期間：令和6年11月分から令和8年5月分 上記に対する遅延損害金：79,488円 遅延損害金：14.6% なし
専 有 部 分 の 利 用 状 況 等	本件債務者兼所有者が居住して占有中。	
特 記 事 項	○平成26年にリフォーム済の物件に入居したとのこと。 ○室内はクロスの継ぎ目に浮きが散見されるほか、洋室Bの内壁クロスに線状の汚れが確認される。	

第5 評価額算出の過程

本件においては、比準価格と収益価格を各々求め、試算価格を調整のうえ、評価額を後記の通り決定した。

I 比準価格の試算

基準階中間室の比準価格 (円/㎡) ア	個別格差 (階層・位置・品等程度) イ	専有面積 (㎡) ウ	占有減価 修正 エ	比準価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ＝オ
170,000	0.94	58.89	1.00	9,411,000

ア 基準階中間室の比準価格：近隣地域・同一需給圏内の類似地域にある同類型の区分所有建物の取引事例・売り出し価格を収集分析し、各補修正及び価格形成要因の比較を行って、基準階中間室の専有部分（登記面積）の1㎡当たりの比準価格を査定した。

イ 個別格差：階層・位置・内装・保守管理の状態等を総合的に考慮した。

ウ 専有面積：登記面積を採用した。

エ 占有減価修正：不要。

II 収益価格の試算

本件は賃貸借に供されている建物ではないが、その潜在的な収益力を把握するために、賃貸借を想定することにより、収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される正味純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法（Discounted Cash Flow法）による収益価格を以下のとおり求めた。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、さらに競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるもので、必ずしも想定した賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

DCF法による価格査定表

（※この表で採用している数字や指数は確定値ではなく、かつ買受人に保証しているものでない）

3年間の有効 純収益現価の 合 計	正味復帰価格の現価					収益価格 (千円未満四捨五入)
	4年目期末 有効純収益	最 終 還 元 利回り	3年目期末 復帰価格 ※1 $\text{イ} \div \text{ウ} \times (1 - 0.03)$	複 利 現価率 ※2 (7.7%)	正味復帰 価格現価	
ア	イ	ウ	エ	オ	$\text{エ} \times \text{オ} = \text{カ}$	$\text{ア} + \text{カ} = \text{キ}$
636,097円 (17.5%)	317,160円	8.2%	3,751,771円	0.8005	3,003,293円 (82.5%)	3,639,000円 (100.0%)

※1 売却に要する仲介手数料等を売却価格（イ÷ウ）の3%と査定した。

※2 複利現価率の計算式

$$\frac{1}{(1+7.7\%)^3} = 0.8005$$

ア：目的物件を賃貸することにより保有期間中（第1期～第3期）に得られるであろうと予測した各期の正味純収益を、複利現価率で現在価値に割り戻した額の合計である。

イ：保有期間終了後（4年目）の正味純収益である。

ウ：4年目の正味純収益から売却予測価格を求める還元利回りであり、標準的還元利回りに目的物件の個別リスク等を考慮して査定した。

エ：4年目の正味純収益を最終還元利回りで還元して求めた売却予測価格から目的物件の売却に伴う仲介手数料相当額を控除した価格である。

オ：一般市場及び競売市場における類型別収益物件の標準的な還元利回り等を参考に査定した。

カ：保有期間終了後に得られる正味復帰価格の現在価値である。

キ：保有期間中に得られる有効純収益の現在価値と保有期間終了後の売却予想価格の現在価値の合計額である。

Ⅲ 評価額の判定

1 試算価格の調整

以上により

比準価格 9,411,000円

収益価格 3,639,000円

の両価格が算定された。比準価格は近時に生じた類似のマンションの取引事例について補修正等を行い求めた価格で、市場の需給動向を反映した信頼性の高い価格である。一方、収益価格は目的物件が有する収益性に着目した価格である。

両価格ともそれぞれ妥当な根拠を有しているが、本件においては収益性より居住の快適性・利便性の諸要因を中心に価格形成されているファミリータイプのマンションであることを考慮して、比準価格を重視し、収益価格を参酌のうえ、調整後の価格を9,120,000円と求めた。

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価（敷金等）を考慮して評価額を求めた。

調整後の 価 格 (円)	市場性 修 正	競売市場 修 正	滞納管理費等 相当額の減価	その他の 控除減価 (円) (敷金等)	評 価 額 (円) (1万円未満四捨五入)
ア	イ	ウ	エ	オ	ア×イ×ウ×エ×オ
9,120,000	0.90	0.80	0.90	—	5,910,000

イ 市場性修正：既存不適格建築物であることを考慮した。

ウ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

エ 滞納管理費等相当額の減価：管理組合が買受人に対しても請求すると主張している滞納管理費等相当額及び代金納付に至る間の予定管理費等を考慮した修正を行った。

オ その他の控除減価（敷金等）：買受人の引受けとなるべき敷金等の預り金を控除するが、本件はない。

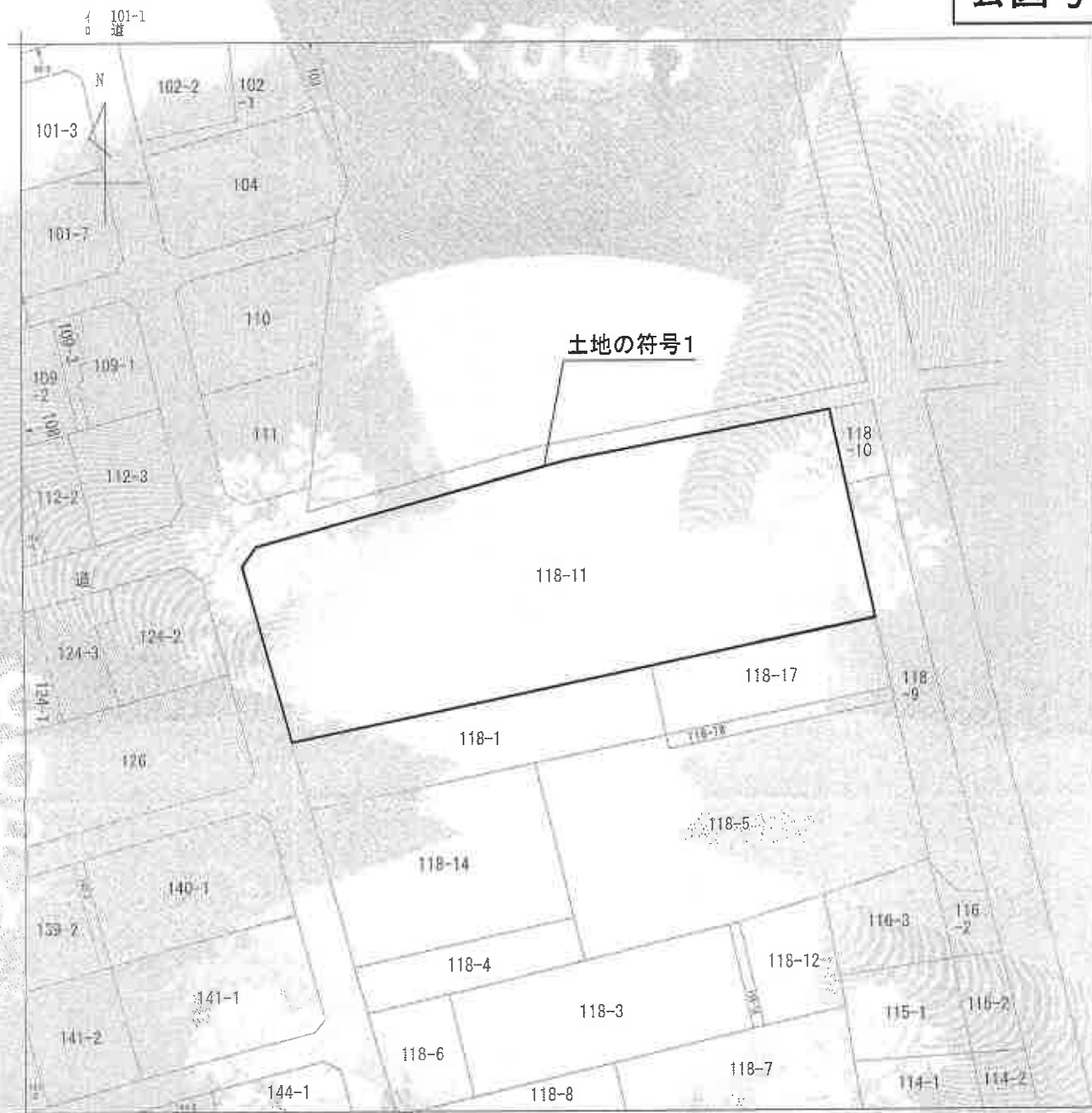
第6 附属資料

- 1 目的物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 間取図

以 上



公図写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の位置を明確にした不動産登記簿の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして置かれています。土地の位置が不明瞭な場合は、この図面を参照してください。

地番区画見出し
長洲2丁目

請求部分	所在	千葉市中央区長洲2丁目			地番	118番11		
出力縮尺	1/600	図区	図区	図区	図区	図区	図区	図区
作成年月日	令和5年12月18日	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考

これは地図に準ずる図面に記録された内容の縮小したものである。

(A3版をA4版に縮小)

令和8年3月6日
千葉地方方法務局

登記年月日：昭和44年2月18日

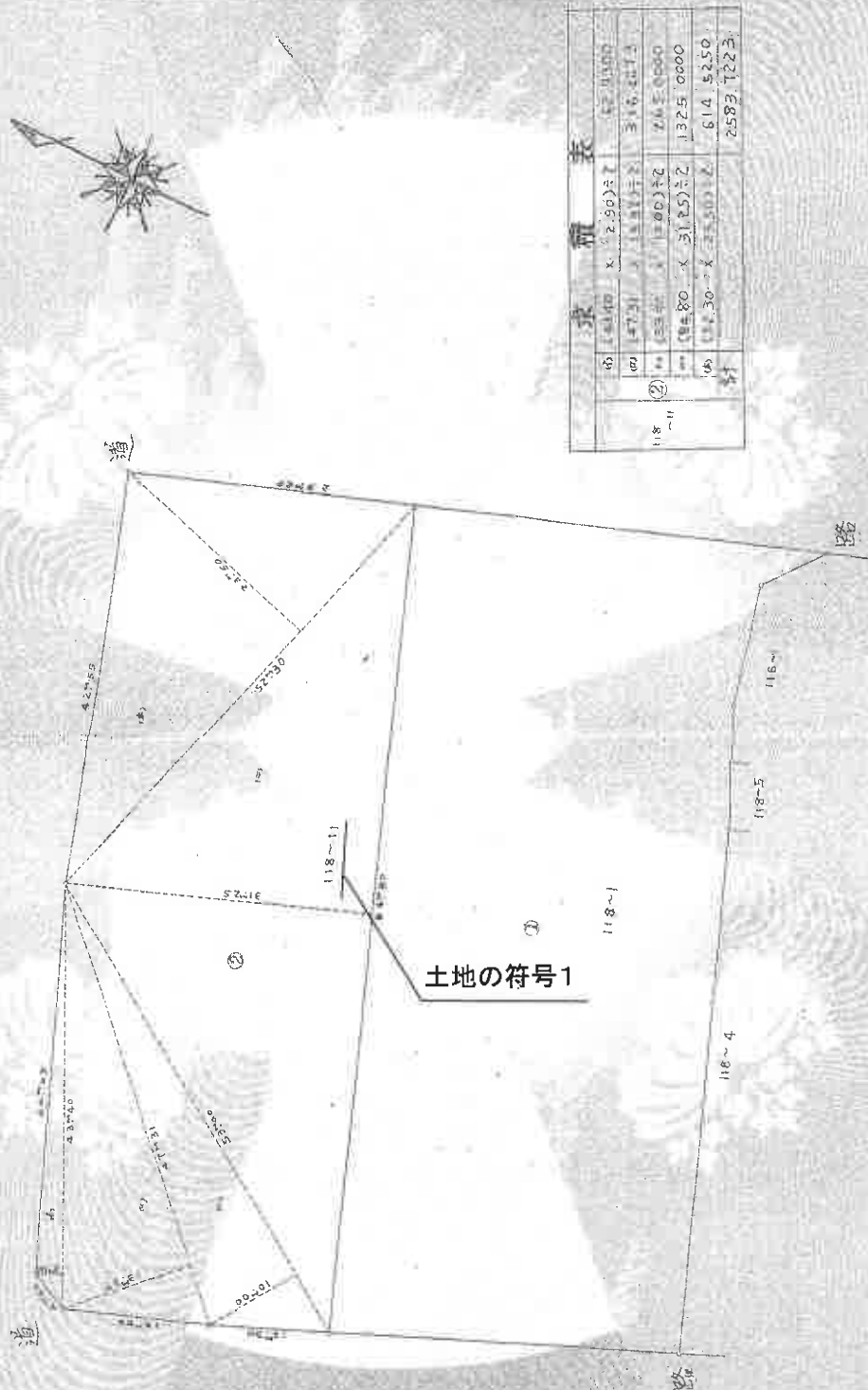
196085

地積測量図

180891

地番	118-1-1
土地の所在	千葉県中央区西葛西2丁目1番地

作製年月日	昭和44年2月18日
作製者	千葉県地方法務局



積算表			
①	147.31	$\times 12.80 \div 2$	949.92
②	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
③	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
④	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
⑤	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
⑥	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
⑦	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
⑧	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
⑨	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
⑩	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
⑪	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
⑫	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
⑬	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
⑭	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
⑮	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
⑯	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
⑰	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
⑱	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
⑲	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
⑳	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㉑	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㉒	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㉓	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㉔	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㉕	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㉖	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㉗	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㉘	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㉙	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㉚	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㉛	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㉜	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㉝	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㉞	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㉟	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㊱	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㊲	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㊳	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㊴	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㊵	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㊶	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㊷	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㊸	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㊹	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㊺	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㊻	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㊼	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㊽	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㊾	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22
㊿	133.77	$\times 12.80 \div 2$	864.22

(千葉県地家量調査用紙)

1/500

総尺

(A3版をA4版に縮小)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年3月6日 千葉県地方法務局

登記官

建物図面

昭和四十九年 4 月 16 日登記

作	製	年	月	日	者
---	---	---	---	---	---

九年 參明武

111

24

44-1

Figure 1

100

面圖

56023

2006

建物の審判

家庭番号 電話2丁目18番地13058

建築物の所在

想

臨

得

44

癸

28

階建物の存する部分の階

物件1

求	1.76	×	2.91	=	5.1216
	126	×	1.10	=	1.3860
	176	×	5.29	=	9.3104
	436	×	9.88	=	43.0768
					58.0943

(附 錄)

(A3版をA4版に縮小)

(日本) 土產家藏圖書會聯合會(紙)

罐 尺

请求番号: 56-3

間取図

